【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）
［第一部・第二部　略］	
（記載上の注意）	
［(1)～(17)　略］	
(18)　株式の総数等 第七号様式記載上の注意(4)（aのうち所定の時期に確定した数の株券を交付する旨の定めに基づいて交付される予定の株券に係る部分を除く。）に準じて記載すること。	
［(18－2)～(33)　略］	
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第六条の二**　法第二十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　第一号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等が、一の相手方（その代理人を含み、当該相手方が法人である場合にあっては、その役員及び使用人を含む。）に対し、当該相手方からの求めに応じ、音声の送受信による通話の方法により前二号に規定する情報（前二号に掲げる方法により当該相手方の閲覧に供し、又は当該相手方の使用に係る電子計算機に送信したものに限る。）に係る事項について説明する方法 （業務の内容及び方法） **第八条**　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］	（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第六条の二**　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ （業務の内容及び方法） **第八条**　［同上］ ［一～九　同上］